

「第 46 回昭島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

日時：令和 3 年 9 月 29 日（水）  
午後 4 時 15 分～午後 5 時 15 分まで  
場所：昭島市役所本庁舎 4 階 402・403 会議室

1 本部長挨拶

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症のリバウンド防止措置における市の対策について  
別紙のとおり、決定し、実施をすることとした。

3 閉 会

新型コロナウイルス感染症のリバウンド防止措置における  
市の対策について

新型コロナウイルス感染症対策として発出されていた緊急事態宣言が、今月末をもって解除されますが、感染症の再拡大防止として国は段階的な緩和を図ることとした。東京都は国の基本的対処方針に基づき、「リバウンド防止措置」を決定し、外出時には少人数で混雑している場所や時間帯を避けての行動、営業時間の短縮等を引き続き要請及び協力依頼をいたしました。

本市においても感染症の再拡大防止のため、引き続き公共施設の貸出制限等を一部変更し対策を継続する。

なお、期間中に東京都において感染状況に応じた、措置等の強化又は緩和の措置が講じられた場合には必要に応じ検討する。

1 「リバウンド防止期間」について

令和3年10月1日(木) 0時～令和3年10月24日(日)24時まで

※「イベントの開催制限」令和3年10月30日(土) 24時まで

2 屋内・屋外施設の利用制限等の対策について

(1) 屋内・屋外のすべての貸出施設を利用可能とするが、利用時間は原則 21時までとし、帰宅時間等も含めての利用とするよう協力依頼をする。

なお、有料貸出施設において、21時以降の利用区分が含まれた使用料については、1時間分を減額する。(減額後の使用料において100円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。)

(2) 利用にあたっては、貸室等の利用定員は50%以内とするよう利用者に要請する。

(3) 開館にあたってはリバウンド防止のため、各施設にて感染症拡大防止対策を徹底する。

(4) 上記制限内容を参考に、施設ごとにホームページ等で利用にあたっての注意事項等を周知する。

(5) 予約システム端末(キiosk)及び印刷機などの利用は、開館時間内のみの利用とする。

公共施設名など	利用制限など
市民交流センター	利用時間 <u>21時まで</u>
松原町コミュニティセンター	利用時間 <u>21時まで</u>
勤労商工市民センター	利用時間 <u>21時まで</u>
高齢者福祉センター (朝日町・松原町・拝島町)	通常利用可 (ただし、入浴施設は利用休止)
あいぼっく	利用時間 <u>21時まで</u> (ただし、視聴覚室は利用 休止)
環境コミュニケーションセンター	利用時間 <u>21時まで</u>
児童センター (ぱれっと)	<u>通常利用可</u>
青少年交流センター	<u>通常利用可</u>
子育てひろば	通常利用可
放課後子ども教室 (13 か所)	通常利用可 (活動場所を制限して利用可：校 庭・体育館のみ)
市立小・中学校開放 (校庭・体育 館)	利用時間 20時まで (ただし、校庭夜間照明設 備、特別教室は休止)
市立会館 (改修工事のため休館中の 富士見会館・大神会館を除く 9 館)	利用時間 <u>21時まで</u>
総合スポーツセンター	利用時間 <u>21時まで</u>
みほり体育館	<u>通常利用可</u>
市民会館・公民館	利用時間 <u>21時まで</u>
アキシマエンス	利用時間 <u>21時まで</u> (ただし、体育館、理科・ 家庭科室は利用休止)
屋外運動施設等 (野球場、陸上競技 場、テニスコート、エコ・パーク)	通常利用可 (拝島自然公園バーベキュー場は 利用休止)
駐車場 (昭和公園、エコ・パーク、 大神グラウンド・くじら運動公園 等)	通常利用可 (昭和公園駐車場、総合スポーツ センター駐車場の入庫は <u>21時まで</u> )

### 3 市主催の行事（イベント等）の開催制限について

- (1) 市主催の市民を対象とした行事（イベント等）は、**原則中止又は延期**とする。
- (2) 中止・延期が困難な行事（イベント等）は東京都におけるリバウンド防止措置の開催制限及び業種別ガイドラインを参考に感染症拡大防止対策を徹底したうえで実施する。

#### 【東京都におけるリバウンド防止措置】の開催制限

	施設の収容定員	
	5,000 人以下	5,000 人超～10,000 人以下
大声なし	収容定員まで可	5,000 人まで可
大声あり	収容定員の半分まで可	

※大声なし：クラシック音楽、演劇等

※大声あり：ロックコンサート、スポーツイベント等

### 4 その他

- (1) 感染症の再拡大防止対策として、青色パトロールカー及び可燃ごみ清掃車などでの広報等を引き続き実施する。
- (2) リバウンド防止期間中の自治会への配布物は引き続き中止する。

市町村	令和2年度												令和3年度					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
昭島市	7	2	3	11	17	10	10	45	104	308	61	38	88	78	46	174	639	194
多摩地域	388	122	95	706	973	714	740	1542	3306	8169	2355	1991	3037	4027	2056	7250	25736	6509

